

③子どものいのち・人権を守る教育

1) 子どもを主体とする教育改革

<政策目的>

○学校・地域等、社会のあらゆる場面への子ども参画を推進する。

<具体策>

- ・国として、子どもの権利条約のすべての分野を網羅する基本法・行動計画を策定すること。
- ・子ども省(仮称)を設置し、総合的に子どもたちのことを考えるシステムを構築すること。
- ・すべての子どもたちにいのち・人権を守る教育をすすめるため、人的措置を含む教育環境の充実をはかること。
- ・全国の自治体で、子どもの権利条約の理念に沿った「子どもの権利条例」を制定すること。
- ・各自治体に「子どもの権利オンブズパーソン」を設置すること。
- ・子どもの権利に関わるNGO、NPO等を積極的に支援・連携し、いじめ・体罰等に関する第三者機関による相談・救済体制を拡充すること。
- ・児童会、生徒会等の活性化をはかり、子どもの意見が尊重される学校づくりをすすめること。

2) 人権教育の充実

<政策目的>

○すべての子どもたちが、安心して学び、育ちあう集団づくりをすすめる。

<具体策>

- ・部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざし、学校・地域の実態に即した実践ができるよう人的・財政的措置を含めた条件整備を行うこと。
- ・「人権教育の指導方法の在り方・第三次とりまとめ」(文科省)の活用及び各自治体のとりくみの検証を教育施策に生かすこと。
- ・ジェンダー平等教育を就学前から積極的に推進すること。
- ・子どものエンパワメントを支援し、子どもどうしの関係を築くための人権教育を推進すること。
- ・障害者差別解消法をふまえ、多様性を認めあう教育を推進すること。
- ・民族的マイノリティ、性的マイノリティなど人権侵害を受けやすい子どもが安心して教育を受けることができるように学校環境の整備や人権教育を推進すること。

④後期中等教育・高等教育の改革と政策

1) 後期中等教育の機会均等

<政策目的>

○すべての希望する子どもたちの後期中等教育を保障する。

<具体策>

- ・国際人権規約A13条2の条項の「高等教育・中等教育」の漸次無償化の趣旨をふまえ、高校授業料無償化に復元すること。当面、高等学校等就学支援金については、運用を改善し、すべての受給対象者が受給できるようにすること。
- ・外国人学校の生徒の後期中等教育を保障すること。朝鮮学校も高等学校等就学支援金制度の対象とし、さらに無償化にすること。

2) 地域にねざしたゆたかな後期中等教育

<政策目的>

○地域にねざし、子どもたちが地域で高校教育を受ける権利を保障し「地域を育てる人間」を育む地域合同総合制の理念にもとづく高校づくりをすすめる。

<具体策>

- ・高校再編計画の策定にあたっては、地域性を考慮し、全日制・定時制・通信制を含めて教育の機会均等を保障すること。
- ・地域にねざした教育の実現のため、学区の縮小をはかること。
- ・総合学科に関して、制度発足時の「生徒の主体的な学習選択を保障する」という趣旨に立ち戻り、条件整備をすること。
- ・後期中等教育改革については、すべての生徒・学校の実態をふまえ、人材育成ではなく人格形成のための学びを保障するものとする。
- ・高校の序列化、テスト中心の教育課程編成を助長する可能性の高い「高校生のための学びの基礎診断」の実施ではなく、高校の現状に合致した教育課程編成を保障すること。

3) 若年者への就労支援

<政策目的>

○若者が安心して将来を見通せる雇用環境をつくるため、誰もが安心して働くことのできる雇用政策・労働政策を策定する。

<具体策>

- ・若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進、労働教育のカリキュラム化などを通じた若者雇用対策を講ずること。
- ・労働基準法の改正については「高度プロフェッショナル制度(ホワイトカラーエグゼンプション)」を創設しないこと。労働時間の量的上限規制及び休息时间(勤務間インターバル)規制については、地方公務員を含むすべての労働者を該当とすること。